



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年4月10日(金) 号外(第2号)

目次

規則

○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則(総務課)

ページ

2

■規則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年四月十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十七号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則(昭和三十二年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表健康福祉部の部保健予防課の項中「疾病対策係、感染症危機管理係」を「感染症危機管理室」に改める。

第八条第二項の表保健予防課の部健康づくり推進室の項の前に次のように加える。

感染症危機管理室	感染症危機管理第一係、感染症危機管理第二係、患者受入調整係、疾病対策係
----------	-------------------------------------

附則

この規則は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
